

2024年12月1日改訂

# **指定短期入所生活介護重要事項説明書**

**(指定介護予防短期入所生活介護)**

**【ユニット型個室】**

**特別養護老人ホーム 青葉の郷**

**社会福祉法人 グラディーレ**

## 【概要】

当施設はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供致します。  
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

### 1. 施設経営法人について

- (1)法人名 社会福祉法人 グラディーレ
- (2)法人所在地 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 519 番 1162
- (3)電話番号 022-229-7890
- (4)代表者氏名 理事長 菊地 一 男
- (5)設立年月 平成 28 年 10 月 27 日

### 2. ご利用施設について

- (1)施設の種類 指定短期入所生活介護(平成30年 10 月 1 日指定 仙台市)  
介護保険施設番号 0475105193
- (2)サービス内容 日頃家庭で、何らかの介護・支援を受けている方(要支援・要介護1～5)が、短期入所され、日常生活上の世話を受けることができます。ご希望により自宅まで送迎いたします。
- (3)施設の名称 特別養護老人ホーム 青葉の郷
- (4)施設の所在地 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 519 番 1162
- (5)電話番号 022-229-7890
- (6)施設長(管理者) 阿久津 努
- (7)施設運営方針 私達は、利用者とそのご家族が安心してご利用頂ける施設を志し、以下のことを念頭にかかげ、「創意」「工夫」「努力」し、利用者の意向を尊重したサービスを提供することを目指します。
  - ① 個別ケアの徹底 利用者の意思を尊重し、利用者の要望や身体状況に合わせたケアを行います。
  - ② 地域福祉事業の取組み 施設の運営のみならず、地域福祉の拠点の一つとなるべく、シルバー交番や独居老人の集いの場等の事業を積極的に行います。
  - ③ 人材の育成 より良い介護を目指すため、職員の処遇改善は無論、積極的な研修を実施し、人材育成に力を入れます。
  - ④ 医療機関との連携 利用者の重度化、看取りの実践を踏まえ、医療機関と密な関係を図るよう致します。
- (8)開設年月 平成 30 年 10 月 1 日
- (9)入所定員 20 人

### 3. 特別養護老人ホーム 青葉の郷(短期入所生活介護)の 概要について

#### (1)設備等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	20室	2ユニット(1 ユニット 10 人×2)
食 堂	2 室	各ユニットに 1 室ずつ
リビング	2 室	各ユニットに1室ずつ
浴 室	各 階	各ユニットに、個浴又は半機械浴槽が1基 機械浴槽が 1 基
医 務 室	1 室	1 階
ステーション	2 室	各ユニットに1室

※上記は、厚生労働省が定める指定基準により、必置が義務づけられている設備です。

※居室の変更:ご契約者やご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご契約者等と協議のうえ決定するものとします。

#### (2)利用にあたっての留意事項

面 会	午前9時～午後5時までが原則です。それ以降に面会に来られた場合、他の利用者に迷惑がかからないようにご協力ください。
外 出	外出をご希望される場合、事務所まで申し出てください。
飲酒・喫煙	職員管理のもと可能です。持参された場合、職員にお渡しください。
設備・器具	一部を除き、ご利用は自由です。使用に際し、故意に破損・欠損・紛失された場合、弁償していただくことがあります。
金銭・貴重品	原則、金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮いただいています。ただし、紛失しても困らない程度の小銭であれば構いません。
施設外受診	定期受診等の場合はご家族にご協力いただくことがあります。 また、外出時に受診を行う場合、事前に必ず職員にご報告ください。

## 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- |        |                |               |
|--------|----------------|---------------|
| ・管理者   | ・機能訓練指導員【看護職員】 |               |
| ・事務員   | ・介護職員          | ・栄養士          |
| ・生活相談員 | ・看護職員          | ・嘱託医(併設特養配置医) |

※夜間については夜勤者1名・管理宿直者1名を配置しております。

早番 7:00～16:00 日勤 8:30～17:30 遅番 10:00～19:00 夜勤 17:00～翌朝 9:00

## 5. 利用中止について

### (1) 利用開始前の中止

利用予定日の前日午後5時までに通知(連絡)して下さい。

通知(連絡)がない場合は、利用料の全額または一部の支払いをお願いすることがあります。

### (2) 利用期間中の中止

利用者希望の場合は、利用中止予定日前日までに通知(連絡)して頂き、利用者本人の体調不良の場合は、当日で構いません。利用料については、利用日数分お支払い頂きます。

## 6. 契約終了について

### (1) 利用者から

利用期間中を除き、契約期間中はいつでも解約することができます。

### (2) 事業者から

以下の場合文書による通知によって終了します。

- ① 利用料金 1 ヶ月以上遅延(正当な理由なく)催告後20日以内の支払いがない場合
- ② 他の利用者、事業者及びその従事者に対し継続し難い程の背信行為がみられた場合
- ③ 施設の事情により、閉鎖または縮小した場合

### (3) 自動終了

以下の場合、手続きなく終了します。

- ① 他の介護保険施設へ入所した場合
- ② 死亡された場合

### (4) その他

要介護認定更新の結果、「非該当(自立)」と判定された場合、被保険者証の有効期間満了日をもって終了とするものとします。

## 7. 利用料金について

### (1) 介護保険負担限度額認定者以外(食費・居住費の費用)

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,445円/日 (朝食445円、昼食500円、夕食500円)	※1
居住に要する費用	ユニット型個室 2,500円/日	

※1 朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能

### (2) 介護保険負担限度額認定者(食費・居住費の費用)

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円/日	
	第2段階認定者 390円/日	
	第3段階①認定者 650円/日	
	第3段階②認定者 1,360円/日	
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 880円/日	
	第2段階認定者 ユニット型個室 880円/日	
	第3段階認定者 ユニット型個室 1,370円/日	

### (3) 短期入所生活介護施設サービス費

区分	項目	金額	備考
基	要支援1	1割	546円/日
		2割	1,093円/日
		3割	1,639円/日
本	要支援2	1割	678円/日
		2割	1,355円/日
		3割	2,033円/日

	要介護1	1割	727円/日	
		2割	1,454円/日	
		3割	2,182円/日	
	要介護2	1割	797円/日	
		2割	1,595円/日	
		3割	2,392円/日	
	要介護3	1割	875円/日	
		2割	1,750円/日	
		3割	2,625円/日	
	要介護4	1割	948円/日	
		2割	1,897円/日	
		3割	2,845円/日	
	要介護5	1割	1,020円/日	
		2割	2,039円/日	
		3割	3,059円/日	
加 算	☆夜勤職員配置加算(Ⅱ)		18単位/日	
	☆送迎加算		184単位/片道	
	☆看護体制加算(Ⅰ)		4単位/日	※1
	☆看護体制加算(Ⅱ)		8単位/日	※1
	☆医療連携強化加算		60単位/日	※2
	☆緊急短期入所受入加算		93単位/日	※3
	☆短期生活長期提供減算(31日~60日)		-31単位/日	※4
	☆長期利用の適正化(61日以降)		-27~35単位/日	※5
	生産性向上推進体制加算		10単位/月	
処遇改善加算		13.6%	※6	

注)介護サービス費における1単位の単価は地域区分6級地10.33円となります。

☆の加算は、該当する方のみ算定となります。

※1 要支援の方は対象外

※2 重度な利用者の受け入れの対応をするため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合に算定。  
重度な利用者とは、以下のいずれかの状態であること。

- 喀痰吸引を実施している状態。
- 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。
- 中心静脈注射を実施している状態。
- 人工腎臓を実施している状態。
- 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。
- 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。
- 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。
- 褥瘡に対する治療を実施している状態。
- 気管切開が行われている状態。

※3 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として算定する。

※4 連続して31日～60日の間同一の指定短期入所生活介護事業所に入所(指定居宅サービス基準に揚げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。)している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算を行う。

※5 連続して61日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所(指定居宅サービス基準に揚げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。)している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算を行う。  
減算に関しては、要支援1～要介護5で減算額の変動あり。別紙料金表参照。

※6 介護報酬総単価数×サービス別加算率×13.6%

(4) その他の費用

料金の種類	金額	備考
電化製品利用料	100 円/日	#1
貴重品管理費	1,500 円/月 (税込)	#2
理美容代(カット)	2,500 円～ (税込)	
理美容代 (カット&染め)	6,000 円～ (税込)	
利用料引き落とし代	七十七銀行 110円/回(税込) 他銀行 165円/回(税込)	

#1 電化製品利用料は1品100円、2品目以降は頂きません。

#2 貴重品管理費は原則2週間以上ご利用される方で現金または貴重品を当施設で管理される場合、その管理費用として1,500円いただきます。

## 8. 利用料金の支払方法について

### (1) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記7.(1)～(4)の料金・費用は、1か月ごとに計算し(月末締め)、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、翌月に以下のいずれかの方法でお支払い頂きます。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

利用月翌月の10日以降に請求書が発行されます。27日までにお支払いください。  
原則、「指定口座への振込み」をお願いしています。「口座振替」をご希望される方は、受付窓口申し出てください。

ア、下記指定金融機関口座からの自動引き落とし 市中銀行(郵便局以外)——— 引き落とし日…毎月27日
イ、指定口座への振込み ——— 振込日…毎月27日

※利用料引き落とし手数料は契約者・ご家族様負担となりますのでご了承ください。

※指定口座への振り込みの場合、お振込み手数料は契約者・ご家族様負担となりますのでご了承ください。

## 9. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

### (1)当施設における苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○ 苦情受付窓口

社会福祉法人 グラディーレ 特別養護老人ホーム 青葉の郷

担当 主 任(生活相談員) 竹 澤 恒 一

生 活 相 談 員 小 林 聖 幸

苦情解決責任者 施設長 阿 久 津 努

Tel 022-229-7890

#### ○ 受付時間 8:30～17:30まで

☆受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。また、当施設内にご意見受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。

### (2)行政機関その他苦情受付機関

#### ○仙台市青葉区役所介護保険課介護保険係

電話番号 022-225-7211 FAX 022-225-7721

受付時間 8:30～17:00

#### ○宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口

電話番号 022-222-7700 FAX 022-222-7260

受付時間 8:15～17:00

#### ○宮城県社会福祉協議会運営適正化委員会

電話番号 022-716-9674 FAX 022-262-1948

受付時間 9:00～17:00